

(案)

紀の国森づくり基金活用方法に関する 検討結果

平成18年 月

紀の国森づくり基金活用検討会

目 次

1 はじめに

2 和歌山県の森林が育んだ歴史・文化

3 和歌山県の森林の現状と課題

4 検討結果

(1) アンケート調査による県民意識の把握

(2) 基金の活用についての基本的な考え方

(3) 基金活用の方向性

(4) 実施方式

5 おわりに

1 はじめに

平成17年12月議会において、全国初の議員提案による「紀の国森づくり税条例」（以下「税条例」という。）及び「紀の国森づくり基金条例」（以下「基金条例」という。）が賛成多数で可決されました。

紀の国森づくり税（以下「税」という。）は、平成19年4月1日から5年間、県民税均等割超過課税方式で、県民1人あたり500円、法人は均等割額の5%を徴収することになっており、年額で約2億6千万円、5年で約13億円の税収が見込まれます。

税条例第1条の(趣旨)においては、「森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に要する経費」として税を徴収し、第4条の(使途)において、「紀の国森づくり基金に積み立てるものとする。」とされています。

県では、こうした条例の趣旨に添った基金の活用方法について検討するため、学識経験者と県民の代表で構成する「紀の国森づくり基金活用検討会」（以下「検討会」という。）を設置することとし、当検討会が発足しました。

検討会では、和歌山らしい基金の活用方法について、平成18年6月から現地調査も含めた検討を重ねてきました。

この度、基金の活用方法についての検討結果を取りまとめましたので、ここに報告します。

2 和歌山県の森林が育んだ歴史・文化

和歌山県は古くから「木の国」と呼ばれ、優れた育林技術を有し、粘り強く色つやの良いスギやヒノキを生産したため、豊臣秀吉の大坂城建築や徳川家康による江戸城の修築に紀州の木材が使われたといわれています。

また、本県の県木であるウバメガシを原木とする紀州備長炭は、田辺市でその製法が完成され、備中屋長左衛門が全国に広めたといわれており、その品質は世界一と賞賛されています。さらには、根来塗りや黒江塗りに代表される漆器、また戦前の日用雑貨の材料として欠かせなかったウルシやシュロなどについても全国有数の生産地がありました。

このように、和歌山県には古くから森林と関わり、共生する文化がありました。そういう森林との関わりは、利便性、経済性を優先する時代の中で希薄になりつつあります。

そうした中、2004年7月に、「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、その霊場や参詣道などの文化遺産を囲む森林は、文化的景観として評価されるなど、改めて森林の重要性や人と森林の関わりが見直されてきました。

県民の豊かで健康な生活を築くためにも、これまで以上に、和歌山県の森林に関心を寄せ、森林環境の保全や森林と共生する文化を維持し創造していくことが強く求められています。

3 和歌山県の森林の現状と課題

和歌山県の森林面積は364千haで、県土の77%を占めています。

また、民有林は346千haで、森林の95%を占めており、うち人工林率は61%に達しています。これは、全国平均の41%と比べても非常に高い値です。

人工林の齢級構成をみると、9齢級（41～45年生）が最も多く、間伐などの手入れが必要な森林は128千haと、人工林全体の61%を占めています。

しかし、木材価格の低迷や林業採算性の悪化により、間伐などの手入れや伐採後の植栽などが行われずに放置され、荒廃した森林が増えており、森林所有者の経営努力のみでは、森林整備が困難な状況になっています。

また、都市周辺も含めた里山では燃料革命や代替品の開発などにより、薪炭などの利用が少なくなり、竹の侵入に代表されるような手入れの行き届かないところも増えてきています。

4 検討結果

検討会では、基金の活用方法を検討するにあたり、本県の森林の現状及び課題、森林・林業関係施策等の状況、条例の趣旨などについて、県担当者から説明を受けるとともに、現地調査を実施して問題把握に努めきました。さらに、広く県民の意見を聞くアンケート調査を実施するとともに、県の実施した「紀の国森づくり税」説明会にも参加するなど、県民の意見を直接聞くことに留意してきました。

(1) アンケート調査による県民意識・意向の把握

アンケート調査は、県民1,000名の無作為抽出アンケートと、補完アンケートとして「和歌山県植物公園緑花センター」及び「紀の国森づくり税」説明会でも実施しました。

各アンケートの主な結果を次ページに記載します。

※詳細なアンケート結果は、別添資料を参照。

各アンケートの主な結果

実施方法	ア 無作為抽出(1000名)	イ 県植物公園緑花センター	ウ 紀の国森づくり税説明会
回答者数	281名	174名	200名
(Q 1) 県の森林林業 山村の問題 (多数回答順)	⑧林業関係者の高齢化及び後 継者不足 53% ⑪森林や林業に対する県民の 関心や意識が低い 49% ①放置され荒廃した森林が増 えている 48%	①同左 48% ④気楽にレクリエーションなどが できる森林が少ない 40%	①同左 66% ⑤木材価格が低い 52% ⑧同左 51% ⑪同左 47%
(Q 2) 森林をよくす る活動への参 加意思	①ある+②多少はある 41% ④ない+⑤あまりない 26% ③どちらともいえない 26%	①+② 55% ④+⑤ 22% ③ 22%	①+② 69% ④+⑤ 11% ③ 18%
(Q 3) 基金の使い途 (多数回答順)	③放置された森林の整備 53% ④森林組合などの森林整備の 担い手の育成 41%	③同左 58%	③同左 69%
(Q 4) 森林の重点整 備箇所 (多数回答順)	①里山などの身近な山 56% ②水源林(奥地) 45%	①同左 53%	②同左 78% ①同左 71%
(Q 5) 基金の使い方 手法 (多数回答順)	②市町村が行う事業への補助 45% ④地域住民が行う整備への補 助 40%	40%を超える回答無し	③林業経営体や森林組合へ の助成 43% ④同左 43% ①県が直接実施 43% ②同左 43%
その他意見	・花粉症対策 ・成果や結果の県民への明示 ・市町村が活用方法を提案し、 実行。県は指導監督。	・県民の楽しめる森づくり ・基金の公平な活用 ・住民に近い市町村での活 用	・子供達への森林環境教育 ・世界遺産周辺地域での活用 ・木材、木質資源の利用開発

(2) 基金の活用についての基本的な考え方

基金は、現在、県が実施している森林・林業施策の不足分を補完するものではありません。税条例第1条の(趣旨)に明記されているように、「森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策」であり、また税条例及び基金条例案に対する附帯決議（以下「附帯決議」という。）にあるとおり「森林の公益性を重視した和歌山らしい特色ある新規事業」に充てるものです。したがってその活用にあたっては、「公益性」、「透明性」の確保及び「効果」の検証を行いつつ実施されることが必要不可欠です。

ア 公益性

対象となる森林は、県民の共通財産であるという観点から、公益性の発揮を優先することが必要です。

イ 透明性

基金の活用方法については、その決定から実施に至る経過や実施結果等について、県のホームページや広報誌に掲載するなどし、説明責任を果たすとともに、常に県民の意見を取り入れ、反映できるよう配慮することが必要です。

ウ 効果

成果が県民に見えること、また一過性の活動に終わることなく、基金の活用が終了した後も、効果が継続的に発揮されることが望ましく、そのような仕組みを構築することが重要です。

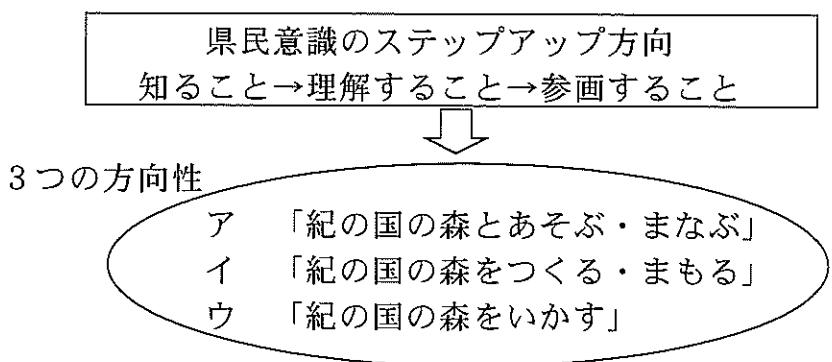
基金の活用にあたっては、上記のように「公益性、透明性、効果」に十分留意するとともに、従来施策とは違った独自性、創造性が求められています。そのためにも、「県民主体」、「県民との協働」を重視し、地域からの「公募型」、「事業提起型」方式により和歌山の特色あふれる事業を実施することが望れます。

また、県民が取り組みやすくかつ事業効果を高めるために、資金の弾力的な運用への配慮も必要です。

県は、これらの事業実施を積極的に支援し、啓発など必要な施策を実施することが望ましいと考えます。

(3) 基金活用の方向性

基金の活用にあたっては、「県民が知ること、県民が理解すること、県民が参画すること」という和歌山県の森林に対する県民意識のステップアップを図る取り組みが必要です。これを実現するためには、以下の3つの方向性に基づき実施されるべきと考えます。



ア 「紀の国の森とあそぶ・まなぶ」とは

森林が持つ水源のかん養や地球温暖化の防止などの公益的機能についての関心は高まっていますが、森林県にもかかわらず県民にとって森林は身近な存在ではなくなっています。

この現状を開拓するためには、県民が森と遊び・まなぶことにより、人々と森林との距離感を縮めることができます。そのためには、各世代の県民一人ひとりが、森林を県民共有の財産として理解し、その大きさを次世代に引き継ぐという強い意識を持ってもらうため、現地での体験も含めた普及・啓発を進めるとともに、学校や団体、地域でのさまざまな取り組みを行うことであり、以下のような活動が考えられます。

(ア) 森林の重要性の普及・啓発

森林の現状や重要性について、関心を持ってもらうため、シンポジウムやPR冊子の配布などをはじめ、インターネット等を活用し、森林に関する常に新しい情報を収集し発信するなど、双方向の普及・啓発を行う。

(イ) 森林を舞台にした遊びの場の提供

疎遠になっている人と森林との距離感を埋めるため、みんなが森林に足を運びたくなるような意識の喚起や、森で遊び、親しめるような取り組みを行う。

例えば、森に関する映画の製作や「こどもの森」、「青年の森」、「森のミュージアム」のような学び、遊べる場の整備。

(ウ) 森林環境研修

教育の現場に活かしてもらうため、小中学校の教職員を対象に、森林の公益的機能についての研修を行う。

(エ) 森林・林業体験

a 体験教室（小中学生対象）

森林・林業の役割や重要性を認識してもらうため、学校林等を活用した森林・林業教室や、身の回りにある「木の製品」や「水道水」などのつながりをテーマとした川上から川下を含めた体験学習等を実施する。

b 体験ツアー（一般対象）

一般的の県民の方を対象に、座学だけではない観光と連携した、例えば植栽や間伐などの作業や、ログハウスの製作など多彩なメニューによる森林・林業の体験を実施する。

イ 「紀の国の森をつくる・まもる」とは

さまざまな理由で手入れが行き届かず荒廃した森林の増加や、それらに起因するすべての問題を解決することは困難ですが、豊かな森林を取り戻すため、実施効果の高い先駆的・モデル的取り組みを中心に、実施の緊急度を考慮しつつ実施することが必要です。

(ア) 放置され荒廃した森林の整備

a 強度間伐による森林の公益的機能の回復

尾根筋などの非常にやせた林地に植栽され、花粉を飛散させているスギ等の森林や林業採算性の悪化から施業を放棄された森林について、強度間伐を実施することにより、スギ花粉等の飛散量を減らすとともに、下層植生を繁茂させることにより土砂災害の防止、水源のかん養機能を発揮させる森林づくりを実施。

b 県民のふれる機会の多い森林の環境整備

世界遺産周辺や、既存森林公園を含む周辺の森林の整備を行い、文化的景観の維持・造成を図るとともに保健休養機能を高める。

c 植栽放棄地への広葉樹等植栽

伐採後、放置されたままの森林について、その箇所に適した樹種を植栽し、早期に健全な森林に育成することにより、その公益的機能を高める。

d 里山の整備

手が入らず、竹などの侵入により荒廃した里山について、不要木竹の伐採や、在来樹種で花の咲く木や紅葉する木などを植栽し、里山の復元を図る。また、津波等災害時には避難場所等としても役立つような整備に配慮しつつ、周辺住民の憩いの場の形成に努める。

(イ) 異分野の協働による森づくり

本県の主要産業である農林水産や観光をはじめ、多様な分野の協働により、お互いが恩恵を享受できるような森林づくりを行う。

例えば、「太刀魚（タチオ）の森」など、その地域のシンボル的なネーミングにより発信力を高め、交流連携を深める。

(ウ) 歴史的・文化的価値の高い樹木等の保存

県内の歴史的・文化的価値等の高い巨樹、古木等について、樹木医等の協力を得ながら県の貴重な財産として次世代に引き継いでいく。

また、郷土色豊かな自然度の高い森林づくりに役立てるため、それらに代表される地域在来の樹種を繁殖させ保存する。

(エ) 森林整備リーダーの育成

森林の知識や森林整備の正しい技術、手法等の修得を図り、NPOやボラ

ンティア団体等の指導者やリーダーを育成することにより、県民主体の森林づくりを進める。

ウ 「紀の国の中森をいかす」とは

森林は木材（紀州材）をはじめさまざまな産物を私たちに与えてくれます。その森林からの産物を使うことは、日常生活を潤いのある豊かなものにし、健康にも役立つのみならず、森林環境の改善や温暖化防止への貢献にもつながります。このことから、公共施設などへの木材利用や木製品の活用を促進する取り組みや森林から得られるさまざまな産物の利活用に関する調査・研究等を行うことが求められています。そのためにも以下のような活動が考えられます。

(ア) 公共の場への木材の利活用

都市部の公園や学校、駅などの公共の場に、間伐材等を利用したベンチやテーブル、プランターカバーなどを提供することにより、県民に木の良さを実感してもらう。

(イ) 森の宝物の利活用

木の実やツル及びキノコ等の加工品、天然水及びお茶等の地域の特産物を商品化する取り組みを行い、併せて展示・販売を行う。

また、間伐材や竹等を活かした地域での小規模なバイオマス利用を行う。

(ウ) 森林の利活用に関する調査・研究等

林産物を活かした新たな製品開発や森林空間の利活用に必要な調査・研究等を行う。特に、地域の森林資源を無駄なく有効に使い、資源循環型地域社会の形成に貢献する調査・研究に力を入れる。

エ 連携型

上記タイプの組み合わせ実施

例えば、スギ花粉対策の強度間伐により発生した間伐材を材料として、ベンチ等に加工し、都市部の公共の場に提供するなど、森林整備の成果について、県民にわかりやすい取り組みを行う。

(4) 実施方式

基金を活用は、以下の方式により実施されるべきと考えます。

ア 公募型

市町村、NPO及び地域団体等が、自ら実施したいとして応募のあった事業について審査し、採択します。

例えば、NPOによる森林体験ツアーの企画実施や、地域団体による憩いの場となる里山整備、市町村が一定の方針により実施箇所を取りまとめ行う森林整備。

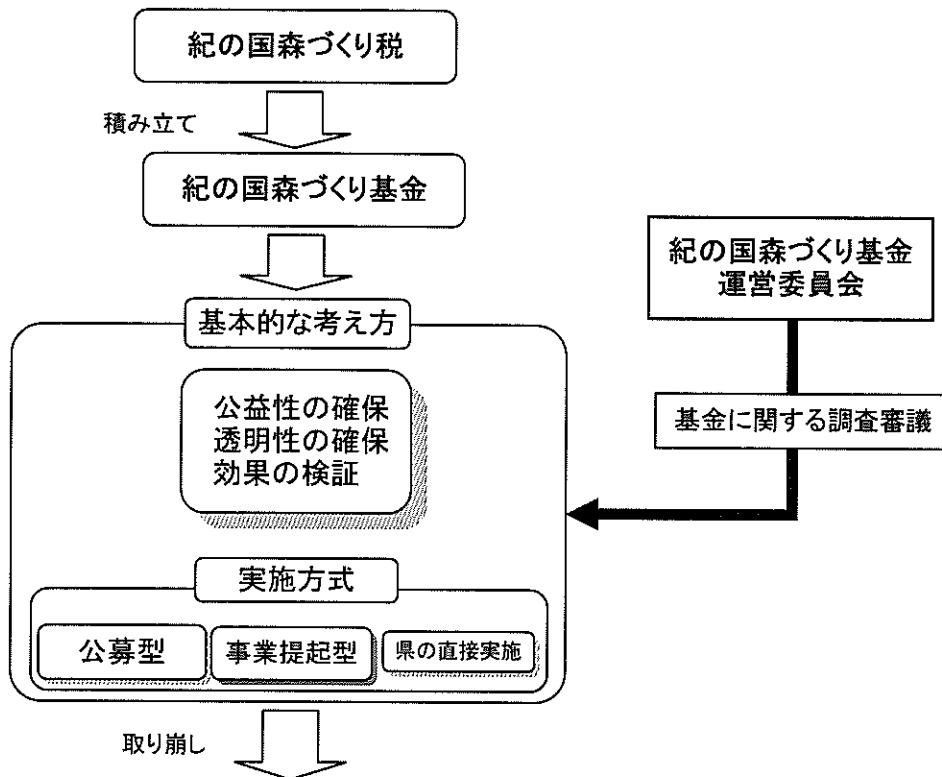
イ 事業提起型

上記の事業内容以外で、条例の趣旨に合致する、地域からの発想・事業提起について、審査し、採択します。

ウ 県の直接実施

税の目的達成のため、必要と認められる事業を実施します。

紀の国森づくり基金活用の仕組み



森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策

ア 紀の国の森とあそぶ・まなぶ

- (ア) 森林の重要性の普及・啓発
- (イ) 森林を舞台にした遊びの場の提供
- (ウ) 森林環境研修
- (エ) 森林・林業体験
 - a 体験教室
 - b 体験ツアー

条例の基本理念

県民が知ること 理解すること 参画すること

イ 紀の国の森をつくる・まもる

- (ア) 放置され荒廃した森林の整備
 - a 強度間伐による森林の公益的機能の回復
 - b 県民のふれる機会の多い森林の環境整備
 - c 植栽放棄地への広葉樹等植栽
 - d 里山の整備
- (イ) 異分野の協働による森づくり
- (ウ) 歴史的・文化的価値の高い樹木等の保存
- (エ) 森林整備リーダーの育成

ウ 紀の国の森をいかす

- (ア) 公共の場への木材の利活用
- (イ) 森の宝物の利活用
- (ウ) 森林の利活用に関する調査・研究等

5 おわりに

この報告は、各委員がそれぞれの専門分野の観点から、限られた時間の中で、現地調査やアンケート調査等幅広く県民の意見を聞きながら、議論を深め取りまとめたものです。

多くの県民が、和歌山県の森林の現状を知り、森林から受ける恩恵を理解し、次世代に引き継ぐべき森林を守り育てる活動に参画していくという意識の醸成及び森林環境の保全に努めるため、紀の国森づくり基金の適正かつ効果的な実施においては、本報告の十分な活用をお願いします。